

資料 3

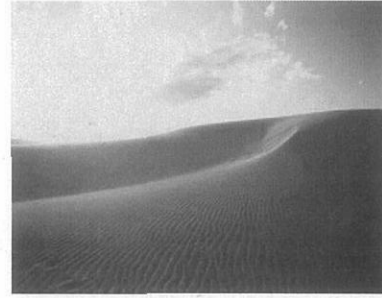
鳥取県の胃がん検診

鳥取県福祉保健部次長（兼）健康対策課長

西田 道弘 参考人

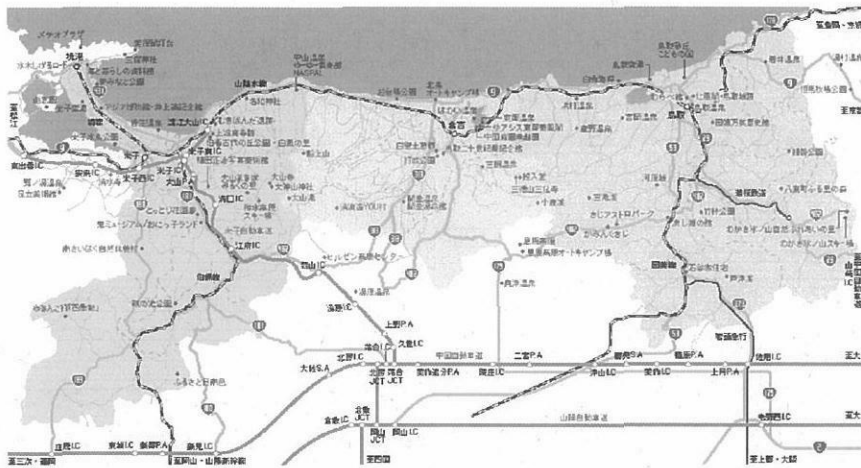
# 鳥取県の胃がん検診

鳥取県福祉保健部次長(兼)健康対策課長  
西田道弘

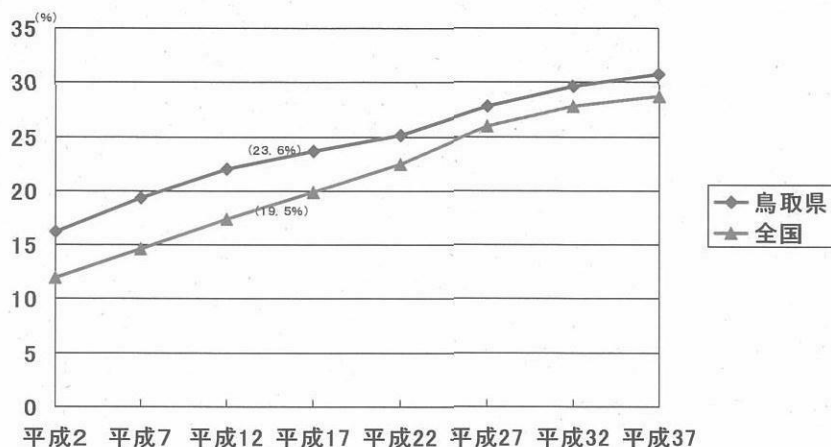


## 鳥取県の概況

- 総面積/3,507.19平方km(41位、H13)
- 人口/607,475人(47位、H17.7.1推計)
- 高齢化率 23.6%(10位、H16.10)



## 高齢化率の推移と将来推計



## 主ながんの年次別死亡者数(鳥取県)

区分	7年	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
男	胃がん	184	193	200	171	176	192	174	200	194	190	157
	肺がん	220	205	188	216	212	233	219	239	230	237	266
	肝臓がん	135	108	137	113	140	141	150	132	124	149	126
	大腸がん	114	106	105	127	113	107	115	92	113	121	120
	膀胱がん	53	59	56	59	62	58	55	68	76	78	61
	リンパ組織及び造血組織	62	62	52	53	57	56	62	70	76	58	69
	胆道がん	37	36	38	44	51	42	33	30	36	56	42
	食道がん	50	39	36	48	42	47	59	44	52	50	52
	その他	130	133	137	133	153	145	168	169	179	160	165
	計	985	941	949	964	1,006	1,021	1,035	1,044	1,080	1,099	1,058
女	胃がん	146	126	124	106	116	132	113	122	105	104	110
	肺がん	78	80	77	77	95	80	97	78	94	97	87
	肝臓がん	56	57	66	72	57	54	58	66	63	87	74
	大腸がん	86	91	86	78	83	106	107	108	124	115	105
	膀胱がん	42	49	53	58	49	67	53	64	70	61	53
	リンパ組織及び造血組織	35	35	53	50	54	44	58	45	70	54	60
	胆道がん	47	48	35	46	38	61	47	53	39	40	55
	食道がん	5	5	3	7	6	6	6	8	6	10	8
	子宮がん	32	31	28	34	28	32	33	29	31	33	35
	乳がん	49	39	34	42	36	35	32	37	47	39	40
	その他	85	90	104	98	95	103	93	98	116	96	117
	計	661	651	663	668	657	720	697	708	765	736	744

出典:厚生労働省「人口動態統計」

## 胃がん検診の実施状況

- 沿革
  - ・昭和42年度 エックス線検査が開始
  - ・平成12年度 内視鏡検査が開始
- 近年の状況
  - ・内視鏡検査の受診者数が増加傾向  
→H17年度 19,339人(全体の42.9%)
  - ・がん発見率が上昇傾向  
→内視鏡が高水準であることが影響  
(H17年度 X線 0.22%、内視鏡 0.82%)

## がん検診実施体制

- 実施主体は市町村
- 昭和46(1971)年より、鳥取県健康対策協議会(略称「健対協」)を組織(県+県医師会+鳥取大学)
- 胃がん検診(X線)の読影は、健対協胃がん検診読影委員会が一手に受託
- 市町村ごとの受診率、要精検率、精検受診率、がん発見率等が、毎年度集計され、健対協胃がん部会において評価することにより、精度管理を行っている。

## 一次検診としての内視鏡検診の導入状況

- 平成12年度導入時(39市町村中)14市町村
  - 平成17年度 (19市町村中)15市町村
- これら市町村では全員に内視鏡検査を行っているわけではない。
- 「くるま検診」では従来通りX線検査を行っている。
  - 医療機関検診においては、一律に内視鏡検診とするわけではなく、受診者の意向に応じて、X線検査または内視鏡検査を行っている。
  - 内視鏡検診を実施する医療機関は「鳥取県胃がん検診精密検査医療機関登録基準」をクリアし健対協が認定した医療機関に限定

## 鳥取県胃がん精密検査医療機関登録基準 (=一次検診として内視鏡検診が実施できる医療機関の基準)

- 精密検査として、内視鏡検査が実施できること。
- 生検組織の採取が可能な胃内視鏡検査装置を有し、かつ内視鏡検査に習熟した医師が対応できること。
- 食道・胃内視鏡検査の臨床例が年間50例以上あること。
- 精密検査の結果判明後は、胃精密検査紹介状の所定記載事項に結果を記入し、速やかに返送すること。
- 発見胃がんに関して部会等が実施する事後調査、確定調査等に積極的に協力すること。また、がん登録についても同様であること。
- 胃がん検診読影委員会が主催する症例検討会に出席すること。
- 担当医が、胃がん検診従事者講習会を過去3年間に1度は受講していること。
- 担当医が、胃がん検診従事者講習会等の受講点数を過去3年間に15点以上取得していること。
- 関連の各種学会等への参加を通じて、常に胃がん検診に関する学術的情報や知見を得ることが望ましい。